



富山市告示第 14 号

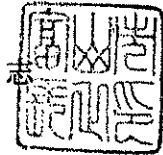
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別紙のとおり本市の字の区域を変更及び廃止するので、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第 3 次地区における下轡田換地区、高田換地区及び新保換地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 24 年 1 月 12 日

富山市長 森 雅



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町下轡田」 に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 上轡田		141番、142番2、143番、144番、145番、146番、147番、148番、149番、150番及び151番の各一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町上轡田」に 編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 下轡田		473番1の一部及び474番

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	高田	大坪割	107番1、108番1、108番2、110番1から110番3まで、111番1から111番3まで、112番2、112番3、113番2、113番3、114番2、114番3、115番2、115番3、116番1、117番2、117番5、140番1、140番5、143番1、143番4、143番5、144番1、144番4、144番5、144番6、146番4、146番5及び146番6
		古屋敷割	289番
	新保	石原割	115番5
	婦中町 上轡田	土手下割	201番5、206番1及び206番2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。